

地方独立行政法人広島県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

地方独立行政法人広島県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する

規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第二条 監事は、法第十三条第四項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第四項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第四条 法第二十二條第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第五条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の百二十日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第六条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に關する計画
- 三 その他法人の業務運営に関し必要な事項
(年度計画の記載事項等)

第七条 法第二十七條第一項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第二十七條第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。
(業務実績等報告書)

第八条 法第二十八條第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	1 当該事業年度における業務の実績。 なお、当該業務の実績は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況
---	---------------------	---

	二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
	中期計画に定めた項目
ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	1 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
--	------------	---

2 法人は、前項に規定する報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計処理）

第九条 知事は、法人が取得しようとしている償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない特定施設と認められる場合には、その取得までの間に限り、当該特定施設を指定することができる。

2 法人は、前項の指定を受けた特定施設の減価償却については、減価償却費を計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（特定施設である有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等）

第十条 前条第一項の特定施設である有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用の費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）については、損益計算上の費用には計上せず、除去費用等と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第十一条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）に定める行政コ

スト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第十二条 法第三十四条第二項に規定する規則で定める事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 法人に関する基礎的な情報

（財務諸表等の閲覧期間）

第十三条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、五年とする。

（会計監査報告の作成）

第十四条 会計監査人は、法第三十五条第一項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 一 法人の役員（監事を除く。）及び職員
- 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に

準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容及法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

3 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（積立金の処分に係る承認の手續）

第十五条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならぬ。

（納付金の納付の手続）

第十六条 法人は、法第四十条第五項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第十七条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（短期借入金 of 認可 of 申請）

第十八条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

（重要な財産 of 処分等 of 認可 of 申請）

第十九条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

（内部組織）

第二十条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、副理事長、理事、監事、法人本部事務局、県立広島病院、県立安芸津病院、県立二葉の里病院（次項において「現内部組織」という。）とする。

2 直近七年間に存し、又は存していた内部組織であつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織が行っている場合は、当該再就職者が離職前

五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十一条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準により管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の百二十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。